

役員・評議員等の報酬等に関する規程

(目的と適用)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人東京さくら福祉会（以下、「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。
- 2 この規定は、役員（理事・監事）・評議員・評議員選任解任委員・第三者委員（以下、「役員等」という。）に適用するものとする。
 - 3 職員を兼ねる理事には役員報酬を支払わないものとし、この規定を適用しない。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
 - (2) 費用とは、旅費・交通費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬)

- 第3条 役員等の報酬は、役員・評議員等の報酬等に関する規程別表1に基づき支給する。
- 2 役員等が理事会等と同日開催された他の会議に出席された場合は、報酬を加算して支払わないものとする。

(費用弁償)

- 第4条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表2により費用弁償及び報酬等を支給することができる。
- 2 旅費・交通費は、実費支給とする。
 - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。

(支給の方法)

- 第5条 前条各号に規定する報酬、費用等は、理事会及び評議員会等への出席の都度に、現金をもって本人に支給する。

(改廃)

- 第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

平成 29 年 3 月 24 日 制定

平成 29 年 6 月 27 日 改訂

平成 29 年 12 月 3 日 改訂

平成 30 年 12 月 12 日 改訂

平成 31 年 2 月 20 日 改訂